

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 医療機能情報公表事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療整備課 医事係 電話番号：058-272-1111(内3240)

E-mail：c11229@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 860 千円 (前年度予算額： 860 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	860	0	0	0	0	0	0	0	860
要求額	860	0	0	0	0	0	0	0	860
決定額	860	0	0	0	0	0	0	0	860

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

これまで、医療法第6条の3に基づく医療機能情報提供制度について、「医療情報ネット (ナビイ)」が令和6年度から当システムにより情報が公開されることになった。県から各医療機関へ公開情報の更新作業依頼等を行う必要がある。

(2) 事業内容

定期報告のための医療 (薬局) 機能情報提供制度にかかる報告書の作成及び郵送業務及び報告データの登録業務を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

医療機能情報提供制度に基づく県事業として計上。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
消耗品費	248	定期報告書作成、郵送事務
役務費	612	定期報告書の医療機関送付
合計	860	

決定額の考え方

--

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

医療機能情報提供制度は医療法第6条の3に基づく制度であり、県は1年に1回以上、医療機関等に報告書様式を配布し、医療機関等から報告された医療機能情報は、インターネットを通じて公表しなければならない。

(2) 国・他県の状況

令和6年度からは、全都道府県の医療機能情報が、国の運用・管理する「医療情報ネット（ナビイ）」により公開されている。

(3) 後年度の財政負担

医療法第6条の3に基づき、1年に1回以上、医療機関等に報告書様式を配布し、報告された医療機能情報は、インターネットを通じて公表しなければならないことから、継続すべき事業である。

(4) 事業主体及びその妥当性

医療機能情報提供制度において、都道府県が実施主体と定められている。
(医療情報ネット（ナビイ）の運用・管理は国が行う。)

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

各医療機関の医療機能情報を収集し、国の構築・運用する医療情報ネット（ナビイ）で公開することにより、県民による医療機関等の適切な受診を支援する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

本件業務は、県が医療機関の公開情報の更新作業を行うものであり、指標設定にはそぐわない。（医療情報ネット（ナビイ）の管理運営は国が行う。）

（これまでの取組内容と成果）

令和 4 年度	医療機関等に報告書様式を配布し、情報を集約。「ぎふ医療施設ポータル」で公開されている情報を更新。（対象医療機関等：2,806施設 R5.9月末時点） 「ぎふ医療施設ポータル」で公開されている情報を更新し、県民による医療機関等の適切な検索を支援。 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和 5 年度	医療機関等に報告書様式を配布し、情報を集約。「医療情報ネット（ナビイ）」で公開されている情報を更新。（対象医療機関等：2,761施設 R6.9月末時点） 「医療情報ネット（ナビイ）」で公開されている情報を更新し、県民による医療機関等の適切な検索を支援。 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和 6 年度	医療機関等に報告書様式を配布し、情報を集約。「医療情報ネット（ナビイ）」で公開されている情報を更新。（対象医療機関等：2,724施設 R7.9月末時点） 「医療情報ネット（ナビイ）」で公開されている情報を更新し、県民による医療機関等の適切な検索を支援。 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない</small></p>	
(評価) 3	<p>医療法第6条の3に基づく制度であり、県は1年に1回以上、医療機関等に報告書様式を配布し、医療機関等から報告された医療機能情報は、インターネットを通じて公表しなければならない。</p>
<p>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3 : 期待以上の成果あり 2 : 期待どおりの成果あり 1 : 期待どおりの成果が得られていない 0 : ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 3	<p>医療機関等から収集した情報をインターネットを通じて公表することで、県民による医療機関等の適切な検索を支援している。</p>
<p>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている</small></p>	
(評価) 2	<p>効率的に情報の集約及び更新が行えるよう、期間中のみ雇員を雇用し、集中的に事務を行っている。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 医療機能情報提供制度は、患者による医療機関の選択を支援する目的をもって運用されており、今後も項目の増加が行われることが予想される。また、その情報は速やかに県民に提供しなければならない。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 医療法第6条の3に基づき、1年に1回以上、医療機関等に報告書様式を配布し、報告された医療機能情報は、インターネットを通じて公表しなければならないことから、継続すべき事業である。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	